

大同工業

サプライヤーサステナビリティガイドライン

初版
2025年4月
大同工業株式会社

I はじめに

現代社会において、企業の活動は環境や社会に与える影響が大きく、持続可能な調達
は、もはや選択肢ではなく必要不可欠な要素となっています。資源の枯渇や気候変動への
対応、労働環境の改善など、世界的に直面している課題に対処するためには、私たちが手
にする製品やサービスがどのように生産され、どのような影響を与えるかを真剣に考え、持続
可能な方法で調達を行うことが求められています。

私たち大同工業グループは、「地球のすみずみまで、笑顔と笑顔がつながる社会へ」という
ビジョンのもと、持続可能な未来を築くために全力を尽くします。サステナビリティは、ただ環境
に優しい活動を推進するだけでなく、社会全体で笑顔が生まれるような、心温まるつながりを
広げることが重要だと考えています。

このガイドラインは、私たちのビジョンを実現するために、サプライチェーン全体で求められる
サステナビリティの基準を明確にし、サプライヤーの皆様とともに環境や社会への配慮を深め
ていくための指針となります。地球規模での環境保護、社会的責任の履行、そして全ての
関係者との信頼関係の構築を通じて、笑顔と笑顔がつながる社会を目指します。

サプライヤーの皆様と手を携えて、より良い未来をつくるために、このガイドラインに沿った取
り組みを進めていくことをお願い申し上げます。共に力を合わせ、地球全体で笑顔が広がる
社会を築き上げていきましょう。

2025年4月
上席執行役員 経営戦略本部長
野口賢信

Ⅱ 大同工業 調達基本方針

私たちは、事業活動に於ける社会的責任を果たす為、お取引先様と一体になって課題解決を目指します。企業の責任ある調達活動の基盤として、下記方針に則り調達活動を行って参ります。

(1) オープン且つ公正な取引の推進

国や地域を問わず、自由競争の基、公平に参入の機会を提供し、公正に評価を行います。取引に関連する法令を遵守し、その精神を尊重した上で業務を行います。不当な利益の取得を目的とした、お取引先様との接待・贈答・金銭等の享受は行いません。

(2) 持続可能な責任ある調達の推進

環境負荷の低減をはじめ、人権の尊重や労働環境への配慮等、社会的責任を果たしながら調達活動を行う事で、持続可能な社会の実現を目指します。お取引先様の選定に於いても、社会的責任に対する取組を積極的になされているお取引先様を優先的に選定いたします。

(3) お取引先様との協働

お取引先様との相互理解・相互信頼を築く事で、企業の競争力を高め、互いに成長・発展する事を目指します。

Ⅲ ガイドライン発行の目的

本ガイドラインは、日々大同工業の事業活動にご協力いただいておりますサプライヤーの皆様、弊社のサステナビリティに対する考え方をご理解いただき、共に事業活動を通じた社会課題解決を推進し持続的成長を実現するため、サプライヤーの皆様にご期待する基本的な事項を記載しております。

サプライヤーの皆様にごこれらの事項についてご理解をいただき、遵守していただくとともに、サプライチェーン全体への浸透を目指すことを意図して、本ガイドラインを発行いたしました。

IV サプライヤーの皆様へのお願い

次頁以降に記載の「サプライヤーの皆様に取り組んでいただきたい事項」をご理解のうえ、下記（１）から（４）の項目の遵守をお願いいたします。

（１）ガイドラインの遵守と継続的改善

サプライヤーの皆様の本ガイドラインを遵守していただくとともに、適切なサステナビリティへの取り組み体制を構築いただき、継続的改善の実施をお願いいたします。

（２）サプライチェーンへの周知徹底

弊社へ納入頂いております製品に関するサプライヤーの皆様のグループ会社やサプライチェーンに対して、本ガイドラインの周知をお願いいたします。

（３）ガイドラインの合意、遵守状況の確認

サプライヤーの皆様が本ガイドラインに合意いただいていること、また、遵守していただいていることの確認のために、確認書や調査票のご提出、貴社でのヒアリングなどを実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

（４）緊急時の措置

万一、サプライヤーの皆様の事業活動において、本ガイドラインに対する重大な違反や災害などの緊急事態が発生した場合は、弊社の調達部門へ速やかにご報告をお願いいたします。

V サプライヤーの皆様に取り組んでいただきたい事項

1. 納入製品の安全性と品質

- ① 社会や顧客のニーズに応えるため、省エネ、省資源、環境保全を含む環境に配慮した製品・サービスを開発・提供する。
- ② 各国・地域ごとに定められた安全法規、あるいは取引先企業からの安全要求基準を満たした製品・サービスを開発・提供する。
- ③ 製品・サービスの品質確保のために、品質保証体制を構築・運用し、品質問題に対する適時・適切な状況把握と対策を行うとともに、品質保証体制の定期的な見直しを行う。

2. 人権と労働環境

- ① 応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、人材育成、懲罰等を含むあらゆる雇用の場面において、人種・民族・出身国籍・宗教・特定少数を含む性別等を理由とした差別を行わない。
- ② 人種・民族や出身国籍・宗教・特定少数を含む性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。
- ③ 各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。
- ④ 全ての労働は自発的であること、および従業員が事前に通知し自由に離職できることを保証し、強制労働は行わない。
- ⑤ 最低賃金、超過勤務、賃金控除等を含め給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。
- ⑥ 従業員の超過勤務を含む労働時間の決定、および休日・年次有給休暇の付与を含む労働条件について、各国・地域の法令を遵守する。
- ⑦ 各国・地域の法令に基づき、従業員が自由に結社する権利を認め、従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。
- ⑧ 従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・労働災害の未然防止と状況の把握に努める。
- ⑨ 土地、森林、水資源等を含む環境資産にかかわる既存権益に関して、強制的あるいは高圧的な要求は行わない。

3. 環境への配慮

- ① 各国・地域の法令に基づき環境マネジメントの仕組みを構築して、継続的に運用・

改善する。

- ② 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量管理を行い、削減活動を推進する。また、省エネと再生可能エネルギーを組み合わせることでエネルギーの有効活用を推進する。
- ③ 各国・地域の法令に基づき、廃棄物を適正に処理する。また、リサイクルを含む資源の有効活用、廃棄物の削減の取り組みを推進する。
- ④ 大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染防止に努める。
- ⑤ 各国・地域の法令に基づき、有害物質の排出を削減する。また、人の健康や環境に深刻な影響の可能性がある物質などを特定し、安全な管理を行うとともに、製品及び製造工程において禁止された物質は使用しない。
- ⑥ 騒音・振動の削減を含め、労働安全だけでなく、地域環境に配慮した企業活動に努める。
- ⑦ 生物多様性維持の重要性を認識するとともに、動物福祉の意義を認める。

4. 責任ある調達

- ① 大同工業グリーン調達基準を参考に、仕入先との取引品目において、地球環境保全への貢献の為、環境負荷物質の少ない資材調達を推進する。
- ② 武装勢力の資金源となる、また人権侵害および環境汚染につながる可能性のある鉱物（紛争鉱物）等が含まれている原材料・部品等の不使用に向けた取り組みを推進する。

5. リスクマネジメント（危機管理）

- ① 緊急事態対応への準備として、緊急事態に対する基本方針や行動計画を整備し、想定されるさまざまな緊急事態への対応方法を検討する。
- ② 緊急事態発生に対する対応を円滑におこなうために、緊急事態発生時の報告フローを定め、適時適正に情報が伝達される仕組みを整備し、速やかに対策が検討・決断され、指示が発信される仕組みを構築する。
- ③ 危機管理の向上のために、緊急事態収束後に活動の実績に対する評価・分析を実施して、対応知見を蓄積することに努める。

6. コンプライアンス

- ① コンプライアンス徹底の為の方針や体制、通報制度、および啓発等の仕組みの整備・運用を行う。

- ② 各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、カルテル、入札談合等の不当・不公正な取引方法、優越的地位の濫用および利益相反となる取引などの行為を行わない。
- ③ 腐敗の防止のために、政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。また、不当な利益・優遇措置の取得や維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、社会通念を逸脱するような接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。
- ④ 顧客・第三者・自社従業員の個人情報や顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、情報セキュリティの強化など厳重に管理し、適正な範囲でのみ利用し、漏洩等が起こらないように努める。
- ⑤ 自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者知的財産の不正入手および使用・権利侵害を行わないように努める。
- ⑥ インサイダー取引を禁止し、その撲滅に努める。
- ⑦ 反社会的な勢力の利益にかかわるようなあらゆる行為を行わない。
- ⑧ 安全保障貿易管理の徹底のために、各国・地域の法令等で規制される技術や物品等の輸入および輸出に関して、適切な手続と管理を行う。

7. 地域・グローバル社会

- ① 社会との共生をめざし、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながら、コミュニティの成長と豊かな社会づくりに参画し、その発展に貢献する。
- ② 顧客、提供する製品やサービスを利用する最終ユーザー、仕入先、株主を含むすべてのステークホルダーに対する適正な情報開示のために、各国・地域の法令等の要求に従い、必要な情報を適時・適正に開示するように努める。

以上

発行部署
大同工業株式会社 調達部

制定・改訂履歴

2025年4月30日 制定